

## 財政援助団体等監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査の結果（平成27年10月28日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりであったので、同条第12項の規定により公表する。

平成27年12月21日

山形市監査委員	中	村	一	明
同	吉	田	義	尚
同	須	貝	太	郎
同	遠	藤	吉	久

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤 孝弘 印

財政援助団体等監査結果についての措置状況（通知）

平成27年10月26日付けで通知のあった定例監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

課 等 名	監 査 の 結 果	措 置 状 況
一般社団法人山形市観光協会 （観光物産課）	（指摘事項） （1）こけし絵付け代金について、会計規程で定めているとおり、領収書を交付しておらず、収納日ごとの口座に払い込みしていないものがあった。  （2）山形市観光案内センター会議室の使用許可事務において次のようなものがあった。 （ア）使用許可証を交付していないもの  （イ）使用変更・取消許可証を交付していないもの	（1）こけし絵付け代金について、一般社団法人山形市観光協会会計規程に基づき、領収書の交付と収納日ごとに口座に払い込むことを徹底し、適正な事務処理を行うよう指導しました。  （2）山形市観光案内センター会議室の使用許可事務において、山形市観光案内センター条例施行規則に基づき、使用許可証と使用変更・取消許可証を発行することを徹底し、適正な事務処理を行うよう指導しました。